

河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年 6 月 2 1 日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第11号

河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月河合町条例第20号。以下「議員報酬等条例」という。）の規定に基づいて支給する議員報酬等の額を減ずるため、議員報酬等の特例を定めるものとする。

(議会議員の議員報酬等の額の特例)

第2条 特例期間における議会議員の議員報酬の月額が議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。